

個人質問

議会事務局  
処理欄

平成23年11月17日11時28分 受付

質問順位 第12番

武豊町議会議員 加藤美奈子 殿

武豊町議会議員 梶田 稔

一般質問の通告について

平成23年第4回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)	答弁者
<p>1. 図書館の管理・運営の改善と拡充を求める。</p>	<p><b>【趣旨説明】</b>                      図書館の管理・運営に指定管理者制度を導入する方針を明らかにした。業者の選定も終わったと報告があった。                      図書館は、社会教育の一翼を担う重要な機関として、図書館法の規定に基づいて設置され、町直営で管理・運営されてきた。指定管理者制度を導入して、民間業者に管理・運営を委託することによって、本来の図書館機能が損なわれ、質の低下が危惧される。                      この機会に、業者任せにせず、町の方針を明確にして図書館機能の改善・強化を図り、住民の期待とニーズに応える抜本的な措置を講ずることを求めたい。</p> <p><b>【質問項目】</b>                      1. 予てより、図書館の開館時間の延長を求める声があり、何度も議会で取り上げられてきた。他の公共施設に準じて、午後9時までの開館時間延長を求める。                      2. 全面的な業者任せは許されない。町・教育委員会の施策・方針が堅持される必要がある。図書館長に、司書資格を持つ有力・有能な町職員を配して担保すべきだ。併せて、図書館協議会の権能を強化することも検討すべきだ。                      3. 図書館法第3条には、図書館奉仕について具体的な規定がある。これまでも議論してきたところであるが、第5項に「分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと、とある。この際、この規定に基づく本町における具体化を検討されたい。                      4. 同条第9項には、「学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること、とある。                      この規定に基づいて、学校図書館をいっそう拡充し、町立図書館の分館として位置づけ、連携・協力関係を拡充されたい。また、学校図書館法第4条第2項の規定に基づいて、支障のない限度において、一般公衆に利用できる措置を講じられたい。                      また、学校、公民館、老人憩いの家、保育園、支所などの公共施設にブックポストを設置されたい。                      5. 図書館には町民の約70%が登録して個人情報保有されている。その個人情報の安全をどのように確保するのか。                      6. 図書館の施設整備の一環として、ICタグを装着した書籍をリーダー上に置くと、その書籍の内容が表示されるシステムを導入されたい。</p>	<p>町長 教育長 部課長</p>

個人質問

議会事務局  
処理欄

平成23年11月17日11時28分 受付

質問順位 第12番

武豊町議会議員 加藤美奈子 殿

武豊町議会議員 梶田 稔

一般質問の通告について

平成23年第4回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)	答弁者
2. 介護保険料の引き上げを抑える措置を求める。	<p><b>【趣旨説明】【質問項目】</b></p> <p>9月議会で、法改正後の対応とともに介護保険制度全般についての改善・充実を求めた。第5期介護保険事業計画の策定に当たっての諸課題の内、介護保険料については、多段階化、所得の最高限度額の引き上げなどによって低所得者への保険料負担を軽減するように求めた。</p> <p>町長は、提案の趣旨に沿って検討すると答弁したが、その検討結果を明らかにされたい。</p>	町長 部課長